

管理者の職務代理に関する規則

昭和55年12月23日

水防組合規則第1号

改正 平成10年1月12日

水防組合規則第2号

改正 平成22年3月23日

水防組合規則第1号

利根川栗橋流域水防事務組合規約（昭和39年規約第1号）第11条第2項の規定により管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

- | | | |
|------|------|-------|
| 第1順位 | 副管理者 | 五霞町長 |
| 第2順位 | 副管理者 | 幸手市長 |
| 第3順位 | 副管理者 | 杉戸町長 |
| 第4順位 | 副管理者 | 春日部市長 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 変更後の管理者の職務代理に関する規則は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は固有名詞及び数量的な意味の薄い語を除き、アラビア数字に改める。